

第3号様式（第15条、第17条、第18条関係）

事業者排出量削減計画書

(宛先) 京都府知事 住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市北区中之島3丁目3番23号 中之島ダイビル	<input checked="" type="checkbox"/> 新規 <input type="checkbox"/> 変更 平成26年 9月26日 氏名(法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社ケイ・オプティコム 代表取締役社長 藤野 隆雄
---	---

主たる業種	地域電気通信業(有線放送電話業を除く)					細分類番号 3 7 1 1	
事業者の区分	<input checked="" type="checkbox"/> 第12条第1項第1号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第2号又は第3号 <input type="checkbox"/> 第12条第1項第4号						
計画期間	平成26年4月から平成29年3月まで						
基本方針	平成25年度を基準に、原単位当たり温室効果ガス削減量を年2%以上削減する。						
計画を推進するための体制	取締役総務室長を主査とするコンプライアンス部会配下に省エネ推進WGにおいて、全社大で省エネに関する取組みの推進及び管理やエネルギー使用状況について情報を共有する。						
温室効果ガスの排出の実績及び削減の目標	温室効果ガスの排出の量 基準年度(23~25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	増減率		
	事業活動に伴う排出の量 評価の対象となる排出の量	3,167.9トン 3,183.9トン	3,238.6トン 3,238.6トン	3,310.9トン 3,310.9トン	3,384.8トン 3,384.8トン	4.5% 4.0%	
目標の根拠	全社電気使用量の過去2カ年の増減率より排出量を算出						
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途 電気通信局舎	原単位の指標 事業活動に伴う排出の量 (利用顧客数×1/10000)	基準年度(25)年度 ✓ 9.01	第1年度(26)年度 8.79	第2年度(27)年度 8.66	第3年度(28)年度 8.60	増減率 -3.33%
		事業活動に伴う排出の量 ()					パーセント
	原単位の指標及び目標の根拠	需要想定を基に利用顧客数を想定し、温室効果ガスの排出の量より算出					
重点的に実施する取組の実施計画	基準年度(25)年度	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考		
	112.0 パント	112.0 パント	112.0 パント	112.0 パント			
具体的な取組及び措置の内容	(26)年度	お客様へ提供する通信回線を収容整理し、旧型通信機器の電源停止・撤去					
	(27)年度	お客様へ提供する通信回線を収容整理し、旧型通信機器の電源停止・撤去					
	(28)年度	お客様へ提供する通信回線を収容整理し、旧型通信機器の電源停止・撤去					
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施しようとする措置	措置の内容	特になし					
	上記の措置を採用する理由	無人の電気通信局舎であり、通勤者が居ないため					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減する量	区分	第1年度(26)年度	第2年度(27)年度	第3年度(28)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	府内産の木材の利用によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	温室効果ガス排出量の削減効果分又は温室効果ガスの吸収効果分の購入によるもの	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
	合計	0.0トン	0.0トン	0.0トン			
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	・「ケイ・オプティコム エコ・アクション」と名付け、事務所電気使用量削減、車両燃費向上、コピー用紙使用量削減、再生利用コピー用紙購入、環境研修、他を全社大で実施する。 ・弊社データセンター事業により、企業個々にサーバー室を持つことに比べ、一箇所に集約することができる。社会全体として効率の良いエネルギー消費となり、温室効果ガス排出量削減に貢献する。						
特記事項	特になし						

注1 該当する□には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。

2 「細分類番号」とは、統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。

3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の3年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。

4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。

5 「重点的に実施する取組の実施状況」には、温室効果ガスの排出の量を削減するために重点的に実施する取組の実施率を地球温暖化対策指針で定める方法により算出して記入し、その算出の根拠となる資料を添付してください。